

審 査 基 準

令和 4 年 4 月 28 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 3 条第 1 項
処 分 の 概 要：古物商の許可
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第 4 条（許可の基準）、第 5 条第 1 項（許可の手続） 古物営業法施行規則第 1 条（許可の申請）、第 2 条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な 営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：30 日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：